指定工事店の手続きに必要な書類

（R1.10.10以降の受付）

**≪新規・更新≫**

【個人の方】

1. 様式第１号（営業所在地の住所と電話番号が魚津市の広報で配布されますので注意願います）
2. 本人の住民票等（市町村役場）
3. 本人の経歴書
4. 様式第２号
5. 様式第３号、写真
6. 様式第４号、責任技術者証のコピー、責任技術者と雇用関係を証明できる書類のコピー（様式第４号の添付書類を参照、責任技術者の社員証明書など）

7.　　器材の保有一覧表

（住民票などの市町村役場で発行する書類は概ね３か月以内の書類を提出）

【法人の方】

1．　 様式第１号（営業所在地の住所と電話番号が魚津市の広報で配布されますので注意願います）

2． 商業登記事項証明、定款のコピー

3．　　様式第２号

4．　　様式第３号、写真

5. 様式第４号、責任技術者証のコピー、責任技術者と雇用関係を証明できる書類のコピー（様式第４号の添付書類を参照）

8．　　器材の保有一覧表

（商業登記事項証明などの公共機関で発行する書類は概ね３か月以内の書類を提出）

**≪辞退届・異動届・再交付申請≫**

1. 指定工事店の営業を廃止したり休止する場合は、様式第７号の辞退届を提出してください。（指定工事店の営業をとりやめる日も書いてください）
2. 会社の名前や住所などが変更された場合は、様式第８号の異動届を提出してください。
3. 指定工事店証を、き損または紛失した場合は、様式６号の再交付申請書を提出して再交付を受けてください。